

第 11 回 熊本市自治推進委員会会議録概要

日 時：平成 24 年 1 月 19 日（木） 午後 3 時～ 5 時

会 場：熊本市市民活動支援センター・あいぽーと 会議・セミナー室

出席者：上野委員長、荒木副委員長、岩下委員、長塩委員、中島久美子委員、西村委員、平橋委員、松崎委員

欠席者：中島洋一委員、吉田委員

上 野 委員長	1 開会 ただ今から、第 11 回の熊本市自治推進委員会を開催いたします。 本日は、吉田委員と中島洋一委員がお休みとなっております。 議題に入ります前に、配布資料の説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは、お手元の資料を確認いたします。 （資料確認） ・第 11 回自治推進委員会次第 ・資料 1 「第 10 回 熊本市自治推進委員会会議録概要（案）」 ・資料 2 「第 10 回自治推進委員会まとめ（案）」 ・資料 3 「報告書の項目と内容（案）」
上 野 委員長	会議録で何か修正があれば、事務局の方をお願いいたします。
西 村 委 員	会議録の 5 ページ、西村の発言部分の 7 行目です。「自治基本条例では、防災のことが位置づけられていない」とありますが、「位置づけられています」にしてください。「住民自治」以降はそのままで大丈夫です。
上 野 委員長	ほかに会議録について修正がある方は、後ほど事務局に仰ってください。 2 議事 （１）報告書の項目と内容（案）について （２）情報共有、制度等について （３）その他 では、議事に入りたいと思います。報告書の項目と内容ということで資料 3 をご覧ください。これは、答申書ではありません。答申書を作るに当たっての議論をこれまでやってきましたので、それを整理して、項目の中に落とし込むための作業ペーパーです。文案がまとまれば、報告書になおします。 資料の 1 ページ目は報告書の項目案となっておりますが、冒頭「はじめに」とあります。ここには、これまでの検証の進め方や結果、経緯について簡潔に記載をいたします。そして、本編 1、2、3、4 とありますが、前回の皆さん方のご意見を踏まえまして、最初に「情報共有」、その次に「参画」、「協働」について、それぞれ大きな項目で

	まとめます。今年度はサンプリング的ではございましたが、具体的なケースを通して課題を見てきました。それで見えてきた取組状況と課題、委員会からの提案をそれぞれの項目で整理していきます。そして、最後に「総括」として全体を通して考えられる評価、提案、また検証だけではなく自治推進委員会として市長にお伝えすべきことなどを考えております。2ページと3ページを見開きでご覧いただきますと、右側(3ページ)が、文案を整理するに当たって、皆さんの発言を拾い出したものです。左側(2ページ)の文案に主に関連するものを右側(3ページ)に整理しております。例えば、2ページですが、点線で囲った文案が、答申書の様式(9ページ)に流し込まれるというイメージです。事務局には難しい作業をしていただき、委員長、副委員長で修正をかけました案になります。本日は、点線の内容について確認をしていただき、さらにご意見をいただきながら、必要であれば修正をしていきたいと思ひます。よろしいでしょうか。 (全員了承) では、私の方から、各項目のポイントを示してご意見をいただていきたいと思ひます。 まず、情報共有については、情報提供の改善や情報収集の工夫、情報共有、これは行政と市民に私たちの検証も偏っていましたが、市民同士の拡充をどのように図っていくかということが、うまくやられているかという観点が必要になっていくと思ひます。 (情報共有の取組状況と課題、提案について、枠内を読み上げる) 皆さんの意見を、正副委員長である私たちなりに汲み取って作ったものが、左側枠内の案文となりますが、皆さんからご意見をいただきたいと思ひます。情報共有については、いかがでしょうか。
西 村 委 員	全体が分かりにくいです。なぜ、分かりにくいかというと、作文的には良いのですが、本当に現実の問題・課題の提起が完結で鮮明になっていないんです。この提言を作る過程で、どういう観点、考え方でこの提言を作っていくかという最初の段階、基本的な問題が明確になっていません。まず、市民に分かりやすすくないといけません。そして、簡潔でなくてはなりません。それから、何が問題で、この問題を解決したらどう風熊本市が自治基本条例に基づいて良くなっていくかということを確認にしなければなりません。そうしますと、自治推進委員会の任務は何かということから出発しなければなりません。自治基本条例を推進し、新しい自治を作りあげていく。その中心が「情報共有・参画・協働」なんです。 二つ目は、ここに出されているのが、熊本市全体の市政運営に関わることで出てきているのか、それとも9事業を整理したものなのかということです。9事業は、果たして自治基本条例を推進していく自治推進委員会にとって、適切な課

	題だったのかということです。それについて、明確にしていく必要があります。 具体的に情報共有の問題に入ります。この案文は情報共有と独立した課題になっていますが、実際はそうではありません。検証シートでは、参画の中に括弧付きで情報共有とあるんです。これは、各課の自己評価シートも同様です。やはり、全体の情報共有は単に参加のための一手段ではないんです。市民が基本的な知る権利を実現していくということが、参画の条件になっていくのですから。みんなまず知って、それから人々が参画する場合は参画をするのです。まずは知ることです。このことを、もっと明確にすべきです。今、熊本市には職員が2年間、新入職員を正座させたり、おごらせたり、異常な出来事が起きているんです。こういうものも、情報公開をしなければならいんです。それから、上下水道局の契約問題は、どのような契約になっているかということが明らかになっていないんです。いろいろな問題が起きている中で、熊日新聞の記事では、「熊本市は公文書の法律相談を公表しない」と明らかにされています。熊本県は全て情報公開しているが、熊本市は決定過程を明らかにしない。これがまかり通っているんです。そういうことに関して、コンプライアンス推進室は「問題だ」といっているんです。そうすると、自治推進委員会が自治を推進していくためには、このような問題を取り上げるべきです。しかも、我々は税金から報酬をもらってやっている中で、責務を果たさなければなりません。情報共有を矮小化してはいけません。広い意味で熊本市の市政運営に関して、基本は情報を公開して共有していくことが大前提です。その上で、ここに情報共有について1項目ありますが、あくまでも9つの細事業を見た中で出てきたものです。したがって、私は全体の情報共有についての問題を明確にしていくべきだと考えます。 また、私の方から提案の文書を上野先生に渡しておりますので、後で配られると思いますが、情報公開条例を見直さなければなりません。熊本市の情報公開条例の第7条は「次に掲げる情報は開示してはならない」となっているんです。こんな条例はありません。熊本県の条例もそうはなっていません。熊本県では、「実施機関は請求があった場合は、開示をなさいます。ただし、個人情報情報は開示してはいいけません。」というように、開示を基本としています。川崎市の条例は、原則として「知る権利は最大限尊重されなければならない。個人情報情報は最大限保護されなければならない」と明確になっています。「公開する原則で、非公開にする情報は、必要最小限にしなければならない」と謳っているんです。熊本市の情報公開条例は原則が明確に謳われていないんです。それと、いわゆる「行政文書管理条例」をつくっていくべきです。
上野委員長	これまでも西村委員の持論を何度か聞かせていただきました。市政には情報公開が基本であることは異論がないと思っております。今、この自治推進委員会でお尋ねしたいのは、先程も申し上げましたとおり、今回の私たちの任務は、市長

	等の行う情報共有・参画・協働の取組についての検証です。自治を広くとると、市政も入りますが、この委員会においては「まちづくり」に主眼があって、NPOや地域団体がどのようにしたら行政とうまく参画・協働していけるかというところが、「市民参画と協働の推進条例」の意味合いからも強いですよね。行政へのチェック機能を果たしたい、何でも知りたいというのは、情報公開していただいて審査する委員会「情報公開・個人情報保護審議会」が別にありますので、私たちの任務ではないと思っています。ただ、行政が行う様々な取組は、まちづくりといっても様々ありますので、仰った部分に関わってくるかもしれませんが、当面の答申書は、今年の検証活動を通して、この委員会がさらに改善に向けて何を提言できるかの論点と解決策について提案をしていると思います。時間の都合もあります。報告書内容の案文の「ここの意味が分からない」とか、「このような文を入れてもらえないか」というような具体的な話をお願いします。
西村委員	上野委員長、それは間違いです。ここは、自治基本条例に基づいて作られた自治推進委員会です。その委員会の任務は、情報公開、参画、協働の基本原則です。この中心任務を外したらダメな理由は、自治基本条例が作られるとき、行政に対する市政参加とまちづくりについて、大論戦になり、市政に参加するということを明確にしたからです。その時の論戦では、熊本大学（当時）の林教授と私たちの論が勝ったんですが、「市政・まちづくり」という表記をとったんです。狭いまちづくりではなく、いろんなまちづくり、自治を推進していくんです。当然、市民参加型の市政です。行政はこの自治基本条例に基づいて改善をするんです。そして、行政の中に自治推進委員会ができています。市民の立場で、この自治をどう進めるかということです。だから、上野委員長が中心任務ではないといったのは間違いです。まちづくりでやるというのは自治基本条例の精神から外れているということです。
上野先生	西村委員の意見は承りました。他の方はいかがでしょうか。
松崎委員	情報共有においては、大事な情報に行き当たらないことがあります。例えば、「こういうことが書いてあった」と人から聞いて、市のホームページを見ても、なかなか行き当たりません。これは、見る者の探し方が下手なのかもしれませんが、やはりものすごい情報量があって、この情報を探したいとなったときに、あるはずの情報が見つからなかったりします。ですので、情報の出し方、例えば、行政から市民に対して、情報の優先順位をつけるなど、行政なりの整理の仕方が必要です。人によって大事なところが違うということもあるでしょうが、ぜひ市民に参画・協働してもらいたいという優先順位をつけていただかないと、受け手は山のような情報の中から探せないという状況が生まれると思います。 それから、NPOから情報発信しているものが、うまく行政とリンクできるよ

	うな仕組みが確立すると、もう少し協働につながるような情報になるのではと思います。NPO同士でも、情報を集めたり出したりするばかりで終わってしまって、肝心の事業がどうなっているか分からない。それに労力を奪われ、情報で腹いっぱいという状況になってしまいます。情報の出し方、共有の仕方をもう少し市民と行政のお互いが整理していく必要があると思います。特に区政が引かれますと、区からの情報が来る。そうすると、同じような情報が出てきたり、区ごとに違う情報が出てきたりということがあろうかと思います。そういうときに、市民が整理しなければならないのではなく、市民の立場になって発信していただくことが必要だと思います。
上 野 委員長	ありがとうございました。今、ご提案いただいた「優先順位をつけて」ということは、大量の情報を画一的に出したり、必要な時に必要な時期に必要な市民にという書きぶりをしていましたが、さらに新しい視点として良い言葉をいただいたと思います。それから、最後のところに、急にツイッターやフェイスブックと出ていますが、NPOと行政の連携に価値のある情報を発信するやり方を盛り込むべきかなという気がしました。 よく行政の情報を「聞いていない」という市民からの批判があるのですが、その問題の裏を見ると、膨大な情報があふれているということがあります。私たちは、忙しくて、そういうものは困ったときだけ見るんですが、隅々までモニタリングする人はよっぽど暇な人ぐらいです。どこの誰が情報を持っているのかという関係性も薄れているので、どうしても伝わらないんですが、もう少し目配せしていくことが市民協働推進課の役割かもしれないですね。
岩 下 委 員	熊本市自治基本条例は、名前から大きいものです。当初、私が、熊本市市民参画と協働の推進条例で名前にこだわったのは、あまりにも大きなものになってしまうのではないかと恐れたわけです。自治については、住民が情報を得て参画をして協働をするわけですから、市民がある程度関わりを持つ内容であっていいはずなんです。ですから、私は最初、「まちづくり」という名前にこだわったわけです。大きくなりすぎると、先程言われたことのようなになるんです。「まちづくり」というようにすると、範囲が狭まり市民が参画・協働しやすくなるのではないのでしょうか。熊本市の規模そのものが、これまでの資料にもあるように、膨大な量なんです。しかし、市民が関われないものもあるんです。だから、何でも全て情報共有・参画・協働となるかという、それはそうではないと思うんです。市政・まちづくりと言えば、西村委員の仰ることも当てはまるのですが、実際、市民が参画して協働するというものは、そんなに多くはないんです。ですから、先程西村委員が挙げられた例は、市民の参画・協働に関係するかと言われたら、そうではないと私は思います。 情報共有に関しては、一方的に情報を提供すればよいということではなく、市

	民と共有しなければなりません。そうすると、市の方からの情報提供に対して、市民がどのような受け止め方をしたかということを掴むことが必要だと思います。インターネット、テレビ、ラジオで情報提供しているから、情報共有できているということではないと思います。だから、住民から情報提供に対する受け取り方を聞く姿勢があってよいと思います。また、もう一つは、市長があちこちのまちでトークをやられています。チラシを全戸に配布しているんですが、合併特例区協議会から１５名、区長が３０名くらい、一般市民が何名かというくらいで、５０名くらいしか参加しないんです。情報提供は行っているが、参加者が少ないことも考えなければならないと思います。そして、今後、政令市になると市長がこのようなことができないのではないかと考えているんですが、局長、区長にバトンを譲って小規模な地域でこのような機会を設けてほしい。そうすると、市民の意見も十分に聞けるのではないのでしょうか。
上 野 委員長	行政は情報を工夫して発信されているんですが、市民がどのように受け取られているかを確認しながら、発信方法について改善していくというご意見をいただきました。
中島久 委 員	熊本市自治基本条例において、私は「自分のまちは自分で作る」という意識を持ってくれるといいなと思っています。この文章の中で気になったのは、４行目の「市民に興味を持たせる仕組み等」とありますが、この興味を「持たせる」という表現はトップダウンのようなイメージがあるので変えたほうがよいと思いました。「市民が自分達で」という目的は分かるのですが、これは気になりました。
上 野 委員長	そうですね。分かりました。
西 村 委 員	先程から情報がたくさん流れていると言われていますが、それは一面なんです。私たちが欲しい情報が出てこないんです。先程、熊日新聞の記事の話をしましたが、決定過程が明らかにされていないんです。今回の区民会議でも、政令指定都市推進本部に開示請求を提出しましたが出てこないんです。結局、欲しい情報が出てこないから問題にしているんです。情報公開条例第７条によって、中立性を奪われる、混乱を生むという理由で出してこないんです。その法的根拠がどのように解釈されるべきかということが条例で謳われないといけないんです。そういう意味で、情報公開条例の改正、見直しを提案しているわけです。出てこないから言っているということを理解していただきたい。
岩 下 委 員	そうだと思います。ところで、自治基本条例と西村委員が仰っていることのつながりはどうなんですか。それがあるのであれば、西村委員に回答しなければならないのではないのでしょうか。
上 野	地方政治を市民のものにしていく上で、情報提供や情報共有、情報公開は基本

委員長	的な権利であり、守られるべきです。これは、西村委員の仰るとおりです。ただ、情報公開は、実際使われているのは、企業等が様々な情報、個人情報を引き出す、ゆすり、たかりの目的に使われる情報公開が大半なんです。行政の中には、個人情報がたくさんあります。こういうものをどこまで出すかという話は、迷うといけないので、法律はそう書いてあります。さらに迷う場合は、審査会にかけて判断していく。もちろんそれは、請求者がおかしいと思えば、裁判までいって判断をしているわけです。ですから、行政が情報を隠していることはあるかもしれませんが、そのことを自治基本条例の推進をチェックするこの委員会で提案すべきことではないように思います。
岩 下 委 員	ですから、自治基本条例と西村委員の仰っていることが同調しているのであれば、それなりの回答をしなければなりませんね。そういうことはないですか。
上 野 委員長	ここは、合議制ですので、私が決めることではなく、皆さんの意見をお聞きして決めなければなりません。西村委員は、情報公開条例を改正することが、答申の主内容だと仰っているんですが、私は、この報告書案を固めたいと思っています。
西 村 委 員	自治基本条例では、情報共有が原則なんです。情報は市民のものだと書いてあるんです。市民の税金で職員が収集するわけで、彼らの所有物ではないんです。彼らが管理しているんです。基本的に市民の財産です。ですから、情報公開条例では、個人の利益、名前は出さないとなっているんです。それ以上に出さないのが問題なんです。どういう風に出てくるかというと、事業の遂行に支障をきたすというわけです。これは熊日新聞の記者が書いておられるんです。法律相談の問題について、法制室は出さないと言ったんですが、上下水道局は出したんです。なぜ、出さないのかというと、事業の遂行に支障をきたすというんです。彼らは具体的に説明しないんです。だから、ここで議論してほしいと言っているんです。市民はそんな権限を持っていないんです。行政にそのように言われたら、従うしかないんです。自治推進委員会で議論できるんです。上野委員長が仰るように、情報公開をいろんなことに利用する者もいるでしょう。でも、それは出さないとなっている。我々が言っているのは、市民に対して欲しい情報を出さない。決定過程が明らかにされないというところが問題だと言っているんです。それを議論して、もっとこうすればいいということで改善ができるだろうと言っているんです。新聞記者もコンプライアンス推進室も出さないといけないと言っているんです。ところが、出さない。こんな馬鹿なことが通っているわけです。熊本県に同じことを聞いたら、出てくるんです。ところが、熊本市は出さない。それは、情報公開条例の中身を検討し、第7条の開示しないというものではなく、知る権利をどのように守っていくかということを議論しなければならない。これをそのままにしているから、問題が起きてきているんです。

上 野 委員長	もう、1時間近く経っているので、よろしいでしょうか。先に進めさせていただきます。 情報共有の記述については、いくつかご意見をいただきましたので、修正案を考えていきます。時間の関係がありますので、参画・協働をまとめて、最後に総括をしていきたいと思います。 （参画の取り組み状況と課題、提案、協働の取り組み状況と課題、提案について、枠内を読み上げる） これについては、いかがでしょうか。
中島久 委 員	協働のところに当てはまるか分かりませんが、行政内での業務の中で、重なる分野があったりするので、行政の中での協働があったらいいと思います。
上 野 委員長	少しイメージが分からないのですが、子育てを福祉と教育でといったことでしょうか。
中島久 委 員	そういったこともあると思います。そういう視点も入れることができればと思います。
上 野 委員長	どこかに書いていたと思うんですが、縦割りではなく、横割りということですよ。行政の違う部署とも協働することで、何かシナジー効果が出ることもということでしょうか。
中島久 委 員	市民と行政、市民と市民とのコーディネートというところはあるんですが、行政内でもあると思います。
上 野 委員長	分かりました。ありがとうございます。
荒木副 委員長	今のご意見は、水平的協働という洒落た言葉で表現されているもんですから、理解されなかったんだと思います。水平的協働という言葉は、行政と市民との対等性を確保して協働していくという捉え方と、公と公の協働、例えば幼稚園と保育所の仕事を一元化ということも叫ばれていますが、行政の中でも分野は違いますが重なりあう部分が大きいところは、お互いに目的を共有して、お互いの能力を出して達成していくというところにシナジー効果が出てくるんです。ですから、行政と行政の協働も含めて水平的協働と理解していただければと思います。 それから、垂直的協働というのは、国の行政機関と県の行政機関と、市町村の行政機関というように、国、県、市町村が上からの命令に従って、一つの目的に向かって資源を出し合いながら達成していく協働です。 それから、ついでに申し上げますが、この委員会では、行政と市民を二項対立の視点だけで見ていくのはいかがなものかだと思います。共有というのは、シェアリングするのですから、お互いに対等に意見交換をし合うということが必要です。シェアリングの哲学に基づいて考えなければなりません。行政の持っている情報は当然ですが、市民の持っている情報も当然オープンにしていかなければな

	りません。どこまでオープンするかという理論武装をもう少ししていかなければなりません。二項対立の関係だけで意見を言うだけでは、前には進んでいかないと私は考えます。
上 野 委員長	二項対立の関係だけで議論をするのはどうかと私も思っていましたので、「総括」の部分で書ければと思います。また、6ページの提案の2行目ところで、「行政と市民との水平的な協力・連携の関係」と書いてありますが、少し表現は考えますが、一緒にやれば効果が見えるような事業を行うことを分かりやすく入れたいと思います。
松 崎 委 員	行政と行政、市民や団体と行政とが協働を進めるのは、どうしても行政の単年度の予算の使い切りというような中では、なかなか時間が足りないということがあります。そこで、プロジェクトとして、2、3年を一つのスパンとして考えていく中に、市民が計画の段階から参画していくというようなことが必要です。今ある行政の事業を遂行といのではなく、あるプロジェクトに関しては、大きな視点で考えていくというような根本的な仕組みづくりも必要かと思います。
上 野 委員長	松崎委員だけではなく、行政職員も感じていることだと思います。2、3年のプロジェクトを明言して、事業が継続し発展して行われるようなことができればと思います。特に市民の関わりが必要なのは、単発的ではなく、継続的にやっていくことでしょうから考えてみましょう。
西 村 委 員	私たちが2年間やってきた議論、自治推進委員会としての活動、実際に体験したことで話しますが、一つは、市民参画と協働の推進条例の第9条と第10条のパブリックコメントを見直して、個別条例を作っていかなければならないと思います。区民会議の問題を通じて、はっきりしたわけです。それからもう一つは、市民参画と協働の推進条例の第5条と第6条です。これは市民が参加をするとなっていますが、具体的に第5条の第1～3項には、住民参加型の検討委員会を設けるべきだと明記すべきです。それから第6条は、参加と参画の区別がついていないんです。自治基本条例が言っている参画にしなければならないんです。この自治基本条例第2条第4項に、参画とは施策の立案から実施・評価の過程に主体的に市民が参加することだと言っているんです。これを参画といいます。その他いろんな参加があるんです。アンケートなどいろいろあります。この中心に参画があって、幅広い参加が結集されるのです。これまでの9事業の議論を聞いていまして、参加が参画となっているんです。混同しているんです。参加と参画の違いを明確にするべきです。市民参画と協働の推進条例では、羅列しているんです。参加が参画の中に入っているんです。参画を中心にして市民参加をやっていくということを明確にするべきです。 また、行政が活動する上では、様々な要綱があるのですが、自治基本条例第38条の最高規範性に基づいて、要綱が自治基本条例と整合性が取れていないんで

	す。要綱についての見直しをきちんとするべきだと思います。
荒木副 委員長	今のご意見は、自治基本条例をつくるときに、参加と参画と協働は違うと何回も申し上げました。私の言ったことが、市役所に蓄積されているはずです。それを分かりやすく職員に解釈本として回すようにすれば済む話です。 もう一点、西村委員の意見で気になる点は、この委員会の任務はいったい何かというと、市長から諮問された内容について答えていくということだと思えます。そうすると、条例を直せとか最終的なことは議会で行うんです。議会が条例制定権を持つ。違いますか。
西 村 委 員	私の言っている意味とは違います。最終的には、議会が決めることは当たり前です。
荒木副 委員長	市長を通して、議会に対して課題を提起する。この条例の第何条がおかしいので改正しろという風にこの委員会で課題提起された。それに基づいて市長が議会で出す。それでいいじゃないですか。
西 村 委 員	この自治推進委員会は、市民を中心に作られた委員会で、提言をする委員会なんです。決定をする権限はないんです。決定をするのは市長と議会なんです。我々は、市長にこういう問題があるから直して頂きたいと提案をするだけです。
荒木副 委員長	西村委員から「条例を直せ」など、この委員会に任務を被せるような発言がありましたでしょう。
上 野 委員長	情報公開が様々なものを判断する上で重要であることは仰るとおりです。ただ、私たちは情報を共有し、さらに市民にどのように参画していただくかということをお話すべきですが、今の視点は、どのように参画しづらくなっているかを熊本市に注文をつけているという感じになっています。もう少し考えていただきたいのは、どれだけ参画したいかということです。参画は、面倒ですが、岩下委員や平橋委員のように地域で頑張っていらっしゃる方もいるでしょう。ですが、やったことが無い人はうっとうしくて、言葉面はいいけど、自分の関わりのあるときには文句は言いますが、参画はしませんというのが大方の市民です。こういう社会の中で、人々に参加していただき、それが社会の役にたっていると感じていただける社会にするのか。今後、高齢社会の中で、市民で考えていくしか仕方がない。こういう時代にきているときに、とても重要なことを今やっているのです。これが行政に苦言を言うだけならば、簡単な話です。でも、みなさんの知恵をもって、行政に知恵をつけてあげてください。「このようになったら、行政と市民は連携できます」、「市民同士も活発に動きだします」という話が欲しいと繰り返してきたんです。ですが、必ず出るのは、この条例の何条を修正しろということです。ご不満は、これまでの条例作成の過程にもあるでしょう。しかし、私たちがやらなければならないミッションは、1年目は市民参画と協働の推進条例について盛り込むべき項目と内容の検討を行い、市長に答申しました。2年目は、

	市が実施している事業について、情報共有・参画・協働の観点から検証をするということです。だから、その検証に基づき作成したこの報告書の内容を検討するのが本論であり、西村委員が仰ることで本質的なことがあれば、総括に入れることはやぶさかではありません。ただ、今、情報公開条例を見直せとかいうのは、全ての方の総意がそうであれば変えてもいいですが、少なくとも委員長である私はそう思いません。発言は伺いますが、熟議をしながら進めさせていただきます。
西 村 委 員	なぜ、市民参画と協働の推進条例の問題を言ったかと申しますと、区民会議の実際の条例づくりで起きたことを言っているんです。先ほど委員長に渡した文章を委員の皆さんに配ってください。市民と議会と行政、3者で自治を進めるということが私の信念です。だから私は議会に対して、陳情もするし、問題を提起しています。行政にも問題を提起しています。ここは、市民の場ですから、市民の立場で問題を提起しているんです。行政の批判をしている訳ではないんです。行政がしっかりしないと、自治が進まないんです。どうしても良かったら何も言いません。情報公開だって、行政が決定権を持っているんです。市民参加の問題も、どのようにするかという決定権は行政が持っているんです。市民はただ訴えるだけなんです。だから言っているんです。行政との二項対立で言っているわけではないんです。それは、私の真意に反します。
上 野 委員長	はい。西村委員から出ているペーパーは後でお渡しいたしますが、この委員会は、こうやって顔を付け合せて意見を出し合う場であって、最終的に個人的な意見は報告書には書きません。皆さんで合意できたものしか書きません。だから、このように確認してもらっています。西村委員のご意見は、後でお渡しをいたします。 では、先に進めたいと思います。 (総括について、枠内を読み上げる) 区民会議の件については、いろいろバタつく中で要綱ができ、議会で否決されるという経緯をたどりましたが、本来であれば、もう少し早い段階から、この委員会に諮問をいただくなり、議論すべき課題であったということについては、局長、市長にまで、委員長としてやり方に問題があったのではないかと既に伝えてありますので、敢えて総括の中に書いてはおりません。それでは、この総括を含めまして、全般的なことについて、具体的にご意見をください。
長 塩 委 員	お正月からフェイスブックを始めましたが、フェイスブック上に「この人は知り合いではないですか」というように出るんです。確かに知り合いが来るんですが、これはすごいと思っています。市と協働というときにこのようにできないかと思いました。市民から行政にリクエストがあることは良くあるのですが、同じリクエストを出したいときに、同じことを考えている人をつなげるようなことをうまいこと入れてください。

上 野 委員長	とても良い話ですが、課題もあります。一つは、行政が税金をかけてやることかということです。それからもう一つは、フェイスブックで長塩委員のお知り合いが見つかるということは、長塩委員の個人情報を出しているから引っかかってくるんです。最近、町内会では家族数すら教えないくらい引きこもっています。これを民生委員さん等は苦労しながら把握されているんです。求められている人の広場を作ることはできるかもしれませんが、しかし、片方で、そういうものにアクセスできない人たちに、何か媒体を通さなくてもできるような人間関係などが必要なのかもしれません。関心を持っている人をつなぐという意味では仰るとおりだと思います。情報共有のところに、ツイッターやフェイスブックなどの表記もありますが、情報共有する意味で使えばいいなということです。ただ、これは行政がやるよりも、あいぽーのようなところで民間がやった方が、問題が無いかもしれませんね。
平 橋 委 員	今の長塩委員の意見ですが、私はやっぱり怖いと思います。個人情報保護法は悪法ではと思った時期もありましたが、今は大事だと思っております。全てを開示するということに対して、知られたくない人もいるわけですね。個人尊重ということもあると思います。 西村委員の意見のように、法的社会なんです。法令を遵守していないから問題が起きているんですね。西村委員の意見を入れるならば、具体的にここがダメと書くのではなく、「コンプライアンスに努める」と少し入れてもらえるといいのではないかと思います。行政もコンプライアンスをやっていかないと、市民はついていけないということを入れるとよいのではないのでしょうか。
西 村 委 員	誰が見ても分かるように、具体的に書かなければならないんです。自治基本条例を何故作るかということ、行政だけでは対応できなくなっているからなんです。市民のニーズが複雑になっているんです。したがって、情報共有をして、市民参加型にしていかなければならない。これが出発点なんです。行政の制度疲労が起きているんです。市民に分かりやすく、簡潔で、これをやったら変わるというような希望を持つ文章でないといけません。
平 橋 委 員	私たちは、ここに書いてあることを検討するということなんです。西村委員の全てを取り入れるのはどうかと思っています。少し触れるけれども、そこに裂くというのは無理なのではないかなと思います。
上 野 委員長	そろそろ時間ですので、西村委員の文章をお配りします。私も参考にコミュニティについて考えたものを本にしましたので、お持ちしました。これは持ち帰っていただいて結構です。西村委員の文章について3分程度、説明をお願いします。
西 村 委 員	自治基本条例をよりよくする会で、2年間、条例づくりや地域活動に参加して、情報共有・参画・協働ということにぶち当たってきたもののなかで、こういうことが必要ではないかということを明らかにしたものです。

	まず一つは、自治推進委員会の任務を明確にして、その上で、情報公開条例を見直していく。熊本県には、「行政文書管理条例」というのがあるんですが、熊本市は訓令しかないんです。課長権限で文書を破棄できるとあるんです。こういうものも含めて直していくべきです。参画・協働のところは、市民参画と協働の推進条例の第9条、第10条の部分ですね。また、第5条、第6条の参画の部分で明確にする問題。それから、審議会等の第11条は、もっと具体的にすべきです。この条例は、審議会等の目的が明確ではないんですよ。ですから、明確に目的をはっきりさせた審議会等の個別条例が必要です。6つ目は、自治推進委員会の活動の検証と報告会を地域の住民の方に、自治推進委員会としてすべきだということです。7つ目は、区民会議の問題から「まちづくり条例」をつくる必要があるということです。自分の経験を通して、この7つのことが必要ではないかということです。他にも、オンブズマン条例です。オンブズマンには、市の職員は申請、提起できないんです。オンブズマンに市の職員が提起できるように改正すべきです。
上 野 委員長	ありがとうございました。審議に戻ります。報告書の項目1、2、3、4でご意見をいただいたところについては、私の責任で修正をさせていただきたいと思いますが、他にまだご意見はありますか。
長 塩 委 員	総括のところで、区ごとのまちづくりが出てくるんですが、区ごとにまちづくりをした結果、組織が複雑かしすぎて、どこに聞けばいいのか、かえって分かりづらくなってしまうようにしてほしいと盛り込んでほしいです。
上 野 委員長	分かりました。ただ、区役所に行けば、市民に関わる業務は何でもできるようになりますから、そこで問題が解決するようにワンストップサービスでできるように改善されます。でも、本庁に残る業務はあるので、あっち行け、こっち行けというような不満は出るかも知れませんね。考えてみます。
長 塩 委 員	違う都市で、そのようなことがあるので、そうなのは欲しくないなと思います。
上 野 委員長	若い方の参画・協働は難しいんですよ。そういう視点から何かご提案がありませんか。
中島久 委 員	ずっと思っていたのですが、西村委員が一生懸命、条例を作ろう、変えようと仰っているんですが、私は条例を作ってもあまり変わらないという気がしています。やはり、市民が育たない限り、いつまでも行政がやってくれる。法律ができたから、何かやってくれるという期待をずっと持っているだけなんです。でも、そうではなく、自分達が自分達の意味で住みやすい地域をつくらうというところに立たない限りは、進まないと思っています。市民を育てるという表現は盛り込めないかもしれませんが、市民がそのような感覚に転換していかないと進んでいかないと思います。

上 野 委員長	今の話は、気持ちとしては報告書に入れているんですが、市民が主体である、主権者であるという議論も片方であって、政治的に正しい言葉でないと批判する方もいますので、「育てる」という上からの目線ではなく、言葉が難しいですが、考えて見ます。
平 橋 委 員	人をつなげるネットワークという言葉は良かったと思います。次の世代にということも含めてですね。
西 村 委 員	中島委員は、そういわれますが、条例はつくるべきです。何故かといいますと、自治基本条例ができてから、行政は変わってきているんです。全体でいうと、自治基本条例に基づいて、市政は運営されているんです。特に若い職員は、この理解度はいいんです。問題は、そうっていない古い方がいるんです。古い方はそういう対応ができないんです。それではいけないと思うんです。自治体の憲法である自治基本条例ができたことは、巨大な意味があるんです。これがあるから、物事を考えていく基準、市政運営の路線ができたんです。まだ、転換期の2年なので、そこまではいいないんですが、着実に前進しています。幸山市長の歴史的使命は、情報共有・参画・協働と言われたんです。その路線で、市政運営がされているんですから、巨大な意義、歴史的意義があると思っています。基本は、成果を認め評価します。しかし、私はもっとよくするために、いろいろと意見を述べているんです。
上 野 委員長	3 今後の進め方 最終的なまとめ方は、9ページ以降の様式イメージです。括弧の部分に内容を当てはめて答申書にします。次回までに、荒木副委員長と話しながらまとめていきます。大きくは変わらないんですが、今日の意見を加味しながら、整理していきたいと思います。次回、それを皆さんに見ていただいて、日を改めて、市長にお渡しをして、その後に懇談する時間をとりますので、答申書の裏にある思いやさまざまな意見は直接市長にお話をさせていただこうと思います。 今後の進め方について、事務局の方からお願いいたします。
事務局	(資料配布) 委員長からもありましたが、今日のご意見を含めまして、正副委員長とご相談いたしまして、答申書(案)を作らせていただきます。 2月の下旬に、第12回の自治推進委員会を開催させていただきまして、報告書の確認をさせていただければと思っております。3月20日頃まで、議会がございまして、議会終了後、ただちに報告書の提出をいただければと思っております。 次に、次回の日程でございます。

	（日程案を提示） 本日は欠席の委員さんもいらっしゃいますので、後日、調整をさせていただきます。
上 野 委員長	4 閉会 それでは、これで終わります。ありがとうございました。